

令和 2 年 6 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 3 5 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 6 号

令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 7 号

令和 2 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 3 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 38 号

射水市観光交流センター条例の制定について

(説 明)

射水ベイエリアの新たな観光交流拠点として本市の魅力発信及び市民と観光客との交流の場を創出し、観光振興及び地域活性化を図ることを目的として、射水市観光交流センターを設置するため、新たに条例を制定するもの(公の施設の設置及び管理＝地方自治法第244条の2第1項)。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 名称及び位置

第3条 職員

第4条 開館時間

第5条 休館日

第6条 使用の許可

第7条 使用の不許可

第8条 使用の許可の取消し等

第9条 使用料

第10条 使用料の減免

第11条 使用料の還付

第12条 使用者の責務

第13条 権利譲渡等の禁止

第14条 原状回復の義務

第15条 損害賠償

第16条 指定管理者による管理

第17条 指定管理者が行う業務の範囲

第18条 指定管理者が行う管理の基準

第19条 利用料金

第20条 委任

2 施行期日

令和2年8月1日

議案第 39 号

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

(説 明)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、市民生活の支援及び地域経済の回復等に
必要な経費に充てることを目的として、射水市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置
するため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第 1 条 設置

第 2 条 積立て

第 3 条 管理

第 4 条 運用収益の処理

第 5 条 処分

第 6 条 繰替運用

第 7 条 委任

2 施行期日

条例公布の日

議案第 4 0 号

射水市市税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 固定資産税の課題への対応

ア 現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとするもの。

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするもの。

(2) 市たばこ税の課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこの課税方式を次の2回に分けて段階的に実施することとするもの。

ア 1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する。

イ 1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する。

(3) 市民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除(控除額30万円)を適用することとするもの。また、人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとするもの。

(4) 市民税における国税の連結納税制度の見直しに伴う対応等

法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人市民税法人税割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずる改正を行うもの。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

ア 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等

中小事業者等が生産性向上特別措置法の規定に基づき取得した機械装置等について3年度間に限り、固定資産税をゼロに軽減する特例の適用対象に事業用家屋及び構築物を加えることとするもの。

イ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への個人住民税における寄附金控除の適用等

所得税において寄附金控除の対象となるものについて、個人住民税に係る寄附金税額控除の特例の規定を定めるもの。

2 施行期日

条例公布の日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

- (1) 1 (1)及び1 (2)アに係る改正規定 令和2年10月1日
- (2) 1 (3)及び(5)イに係る改正規定 令和3年1月1日
- (3) 1 (2)イに係る改正規定 令和3年10月1日
- (4) 1 (4)に係る改正規定 令和4年4月1日

議案第 4 1 号

射水市手数料条例の一部改正について

(説 明)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部が令和 2 年 5 月 2 5 日に施行されたことに伴い、施行日以後、個人番号の通知カードの交付及び再交付は行わないため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

個人番号の通知カードの再交付に関する事務手数料を削除するもの。

1 件につき 5 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和 2 年 5 月 2 5 日

議案第 4 2 号

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について

(説 明)

富山県重度心身障害者等医療費助成事業補助金交付要綱(昭和 5 8 年 2 月 1 日富山県告示第 7 3 号) の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 6 5 歳未満の精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を医療費の助成対象者に追加するもの。

(2) その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日

議案第 4 3 号

射水市介護保険条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において介護保険の第1号保険料の減免の基準が示されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 低所得者に係る介護保険料の軽減措置について、令和元年10月からの消費税率の引上げが本年度において満年度化することに伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの保険料の軽減強化を図るもの。

所得段階	対象者	減額賦課に係る保険料等	
		現 行	改 正 案
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市県民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者等	24,100 円 (保険料基準額×0.325)	18,500 円 (保険料基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が市県民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者等	38,900 円 (保険料基準額×0.525)	29,600 円 (保険料基準額×0.4)
第3段階	世帯全員が市県民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者等	50,000 円 (保険料基準額×0.675)	48,100 円 (保険料基準額×0.65)

この表の軽減措置については、令和2年度において実施する。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対し遡及して保険料の減免を行う必要があることから、規定の整備を行うもの。
- (3) 介護保険法第142条に規定のある特別の理由がある者に対する介護保険料の減免について規定を追加するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

ア 1(1)に係る改正規定 令和2年度分から適用

イ 1(2)及び1(3)に係る改正規定 令和2年2月1日から適用

議案第 4 4 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)の施行に伴うもの、及びその他規定の整備のため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、課税限度額を次のとおり引き上げるもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上げ額
	現 行	改正案	
医療分	61万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	17万円	1万円
合 計	96万円	99万円	3万円

(2) 国民健康保険税の軽減対象の拡充

低所得者の保険税負担の軽減を図るため、均等割額及び平等割額に係る5割軽減及び2割軽減の判定に用いる所得の基準について、次のとおり改正するもの。

区 分	軽 減 判 定 所 得 の 基 準	
	現 行	改 正 案
7割軽減	33万円以下	現行どおり
5割軽減	33万円 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減	33万円 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

(3) 保険税の減免について、市長が特に認める場合は遡及適用を可能とするもの。

(4) その他規定の整備を行うもの(引用条項の改正)。

2 施行期日等

(1) 施行期日

ア 1(1)、(2)及び(3)に係る改正規定 条例公布の日

イ 1(4)に係る改正規定 令和3年1月1日

(2) 適用区分

ア 1(1)、(2)及び(4)に係る改正規定 令和2年度分から適用

イ 1(3)に係る改正規定 令和2年2月1日から適用

議案第 4 5 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

(説 明)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、労働者が感染した場合(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。)に休みやすい環境を整備する必要があることから、国民健康保険の被保険者において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者(給与の支払を受けている者に限る。)で、療養のため労務に服することができない者(新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。)

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和2年1月1日

議案第 4 6 号

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(説 明)

富山県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、後期高齢者医療保険の被保険者において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めることとされたことから、当該申請書の提出の受付を本市が行う事務に追加するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本市において行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 4 7 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

幼稚園及び保育所等の副食費の給付に関する事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用し、情報連携を行うことができる事務として規定するもの。

1 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用し、地方税関係情報及び住民票関係情報の情報連携を行うことができる事務として、以下を追加するもの。

(1) 射水市副食費給付事業実施要綱(令和元年射水市告示第203号)による幼稚園の副食費の給付に関する事務

(2) 射水市副食費給付事業実施要綱による保育所等又は幼保連携型認定こども園の副食費の給付に関する事務

2 施行期日

条例公布の日

議案第 4 8 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

(説 明)

県において、新型コロナウイルス感染症防止の観点から治療を延期したものについては、富山県特定不妊治療費助成事業の年齢要件を時限的に緩和する取扱いになったことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症防止の観点から一定期間治療を延期した場合に限り、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間については、助成対象者の年齢を「 4 3 歳未満」から「 4 4 歳未満」とするもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 4 9 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

(説 明)

租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）等の一部改正（適用期限の延長）に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

地方活力向上地域において、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設し、又は増設した場合の固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限を 2 年延長するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 5 0 号

射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

(説 明)

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 自転車通行帯の規定の整備

自転車を安全かつ円滑に通行させるため、車道部に自転車専用となる自転車通行帯の設置要件を規定

(2) 自転車道の設置要件の変更

自転車の安全性を確保するため、設計速度が時速60キロメートル以上の道路を要件に追加

2 施行期日

条例公布の日

議案第 5 1 号

市道路線の廃止について

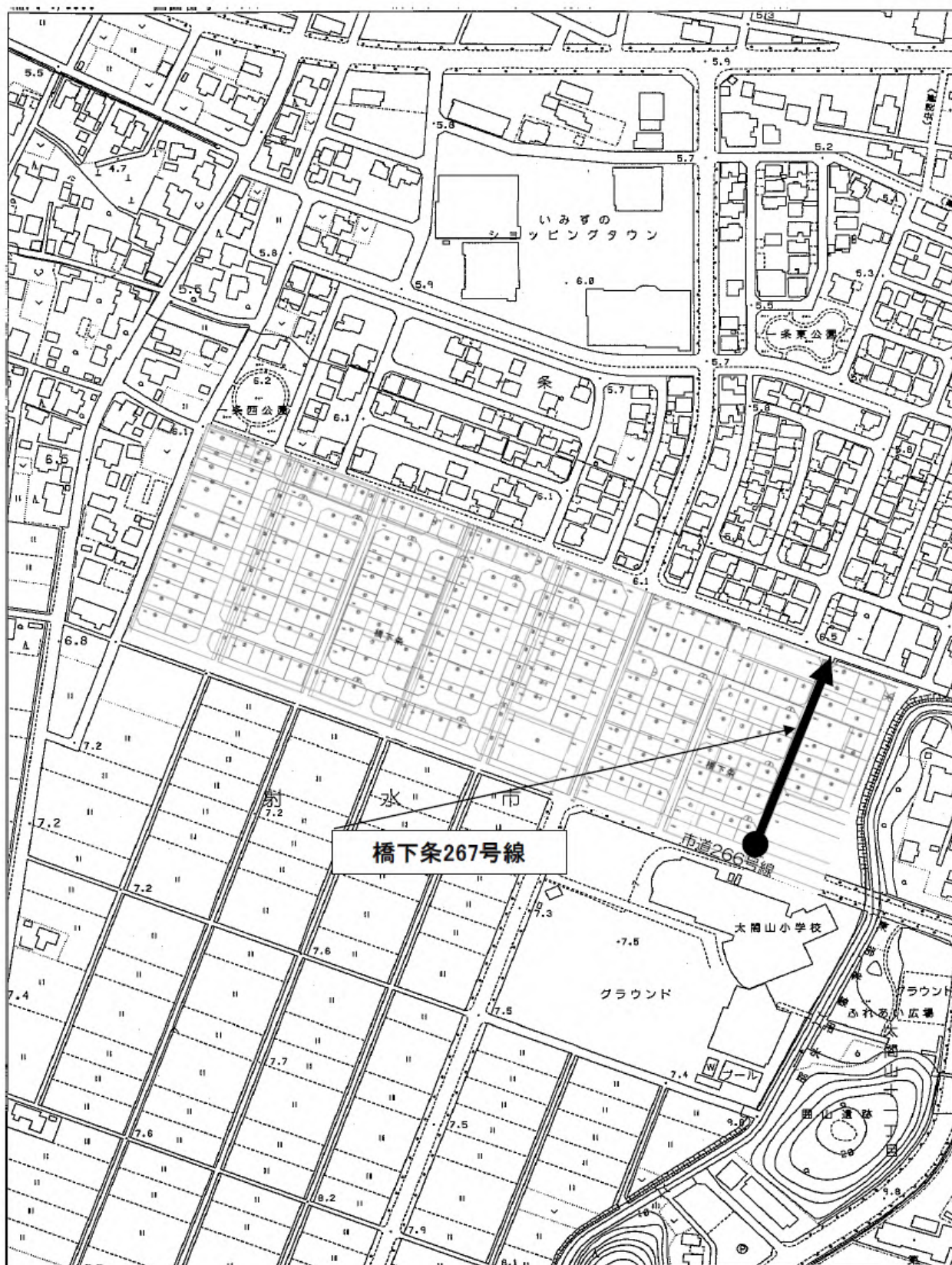
(説 明)

赤田第二土地区画整理事業により、市道路線の1路線を廃止しようとするもの(道路法第10条第3項)。

廃止する路線

図面 番号	廃止路線名	起 点	終 点
1	橋下条267号線	橋下条	橋下条

市道廃止路線図 1



議案第 5 2 号

市道路線の認定について

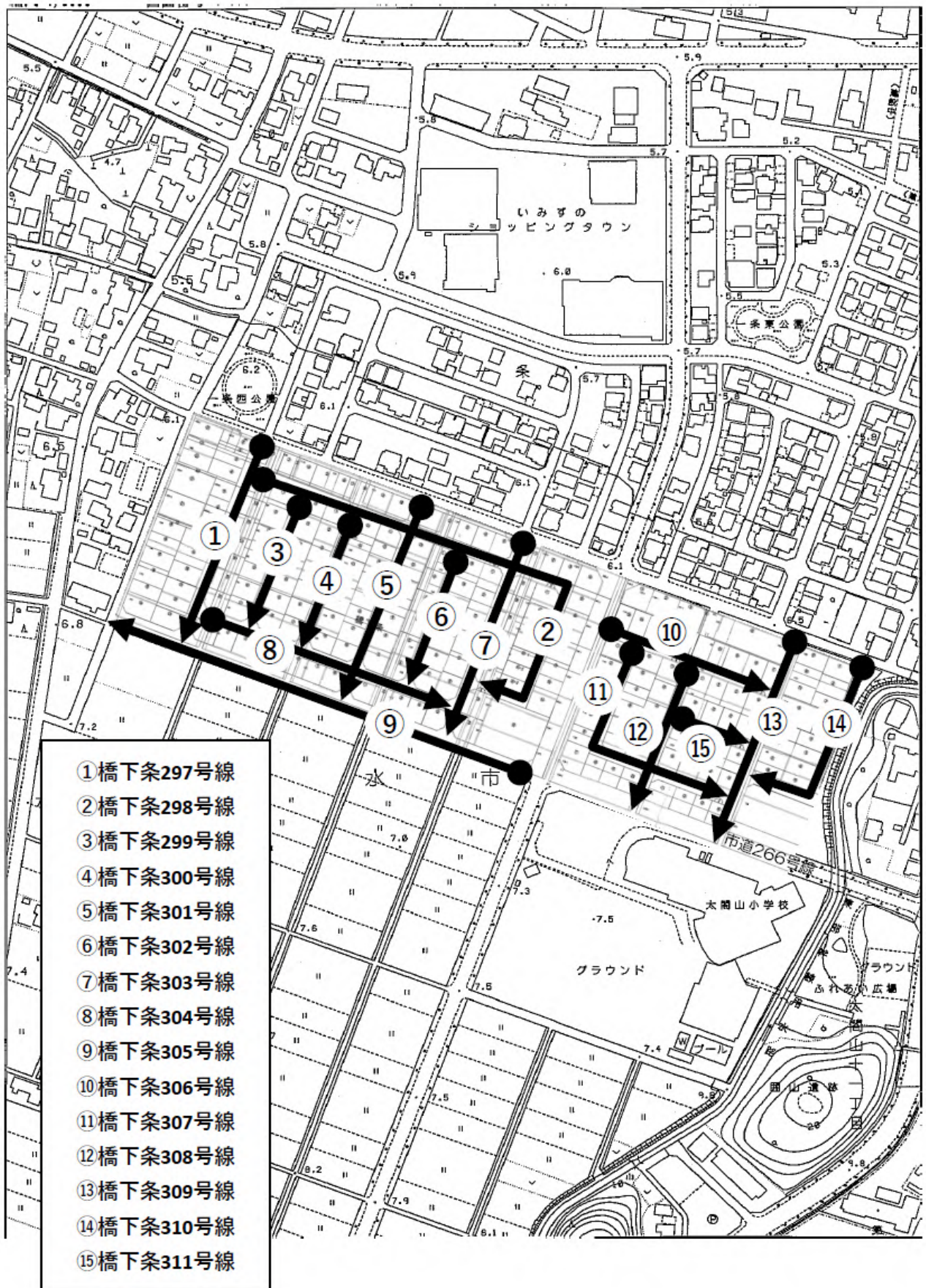
(説 明)

開発行為に基づく道路の帰属等に伴い、2 2 路線を市道路線として認定しようとするもの(道路法第 8 条第 2 項)。

認定する路線

図面 番号	認定路線名	起 点	終 点
1	橋下条 2 9 7 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 2 9 8 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 2 9 9 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 0 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 1 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 2 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 3 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 4 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 5 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 6 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 7 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 8 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 0 9 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 1 0 号線	橋下条	橋下条
	橋下条 3 1 1 号線	橋下条	橋下条
2	大江 1 4 1 0 号線	大江	大江
3	三ヶ 1 1 4 1 号線	三ヶ	三ヶ
4	中村 1 2 号線	中村	中村
	中村 1 3 号線	中村	中村
	中村 1 4 号線	中村	中村
	中村 1 5 号線	中村	中村
	中村 1 6 号線	中村	中村

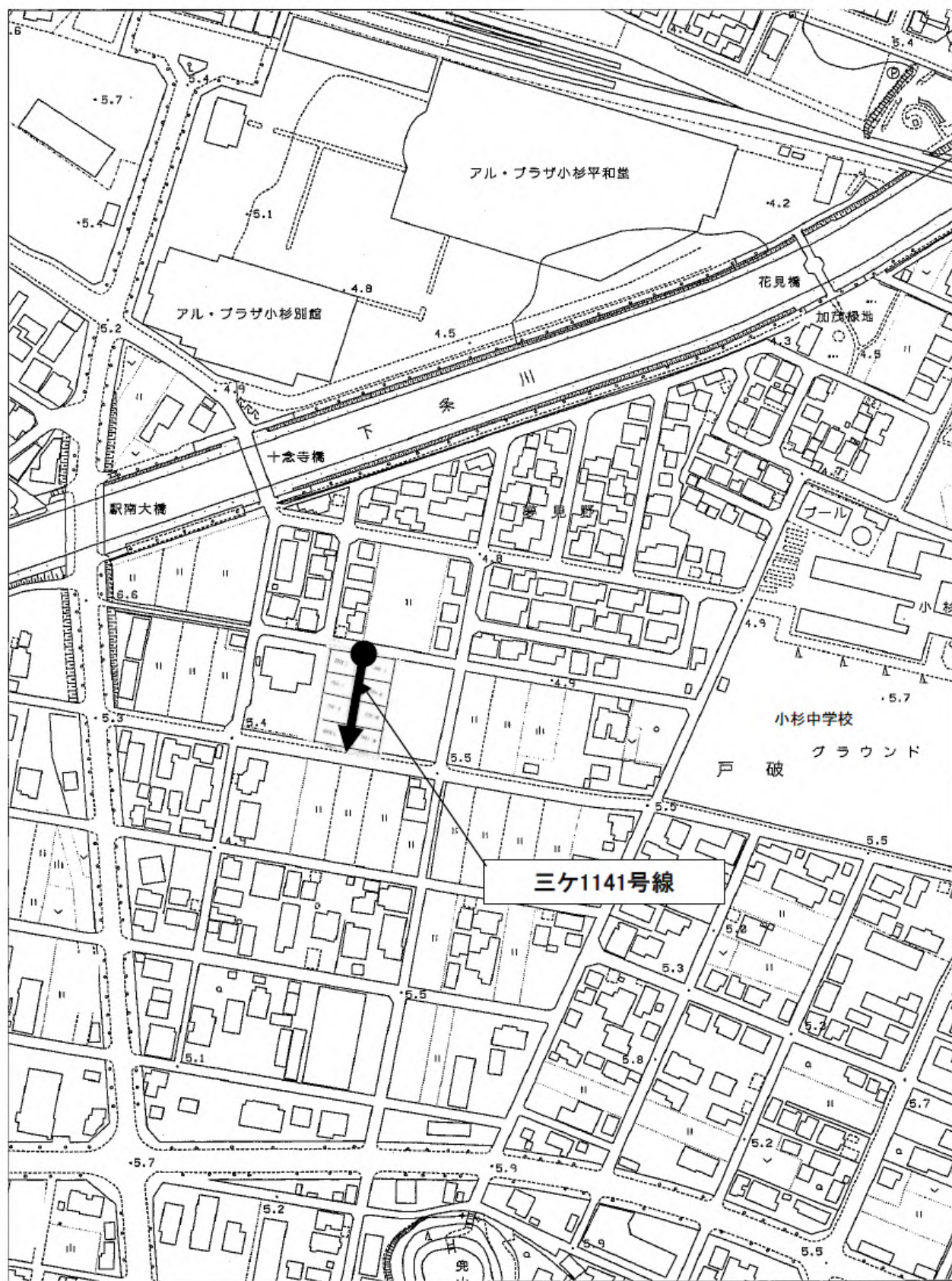
市道認定路線図 1



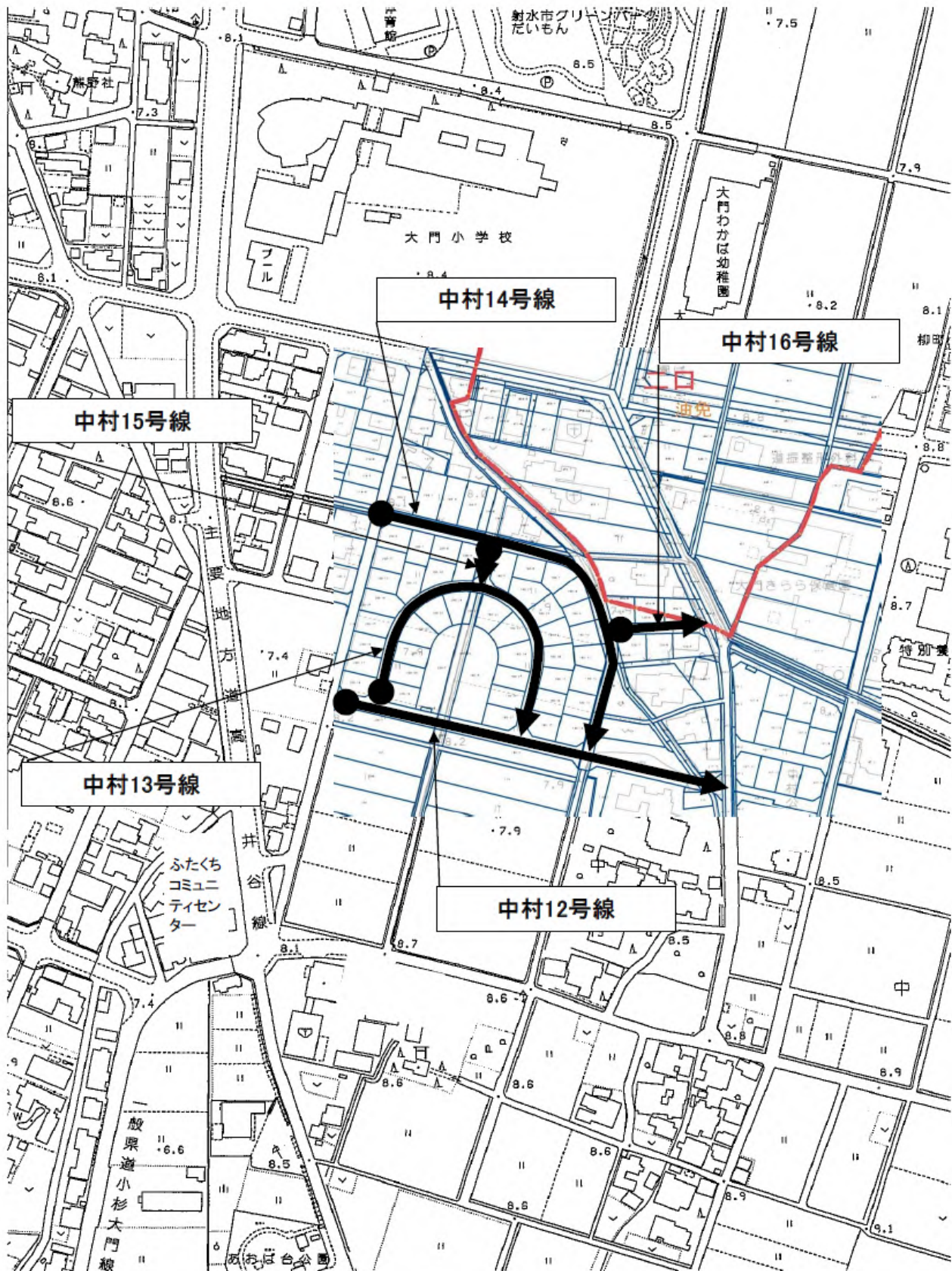
市道認定路線図 2



市道認定路線図 3



市道認定路線図 4



議案第 5 3 号

動産の取得について

(説 明)

令和 2 年 5 月 1 5 日に指名競争入札に付した大型化学高所放水車の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 2 項(別表第 4)、同法施行令第 1 6 7 条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
大型化学高所 放水車	1 台	指名競争入札に よる契約	115,885,000円 (うち消費税等 10,535,000円)	富山市牛島新町4番10 号 株式会社モリタ 富山営業所 所長 伊藤 晶広	令和3年 2月19日

議案第 5 4 号

旧大島社会福祉センター改修(建築主体) 工事請負契約について

(説 明)

令和 2 年 5 月 2 8 日に制限付き一般競争入札に付した旧大島社会福祉センター改修(建築主体) 工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項(別表第 3)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条)。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	247,500,000円 (うち消費税等 22,500,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	くみあい建設・永森建設工業旧大 島社会福祉センター改修(建築主 体) 工事共同企業体 代表者 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一 構成員 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志	契約締結の日 ~ 令和3年 3月31日

議案第 5 5 号

射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負契約について

（説 明）

令和 2 年 5 月 2 8 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項（別表第 3）射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	519,200,000円 （うち消費税等 47,200,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・佳栄建設射水市立大門 中学校長寿命化改良第 期（建築 主体）工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市七美中野205番地 株式会社佳栄建設 代表取締役 小関 佳誉子	契約締結の日 ～ 令和3年 3月31日

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分数 3 号

射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正について

(説 明)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済や市民生活に多大な影響を及ぼし、厳しい状況にあることを踏まえ、令和2年6月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当を減額する措置を講ずるため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

令和2年6月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当を次のとおり減額する。

- (1) 市長 50%減額
- (2) 副市長 20%減額
- (3) 教育長 10%減額

2 施行期日

令和2年5月25日

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

斎場整備事業費及びクリーンピア射水整備事業費に係る令和元年度年割額の歳出予算の経費の金額のうち、当該年度に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越したので、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第145条第1項）。

・ 斎場整備事業費

継続費設定可決の日 平成 31 年 3 月 14 日

・ クリーンピア射水整備事業費

継続費設定可決の日 平成 31 年 3 月 14 日

令和元年度継続費繰越明細書

〔 継続費の総額	斎場整備事業費	2,942,700,000 円	〕
	クリーンピア射水整備事業費	3,777,819,000 円	

事業名	予算額	支出済額及び 支出見込額	翌年度繰越額
	円	円	円
斎場整備事業費	1,452,620,000	239,330,000	1,213,290,000
クリーンピア射水 整備事業費	756,933,000	725,228,000	31,705,000
合 計	2,209,553,000	964,558,000	1,244,995,000

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

令和元年度射水市一般会計補正予算（第4号）（令和元年12月20日可決）第2条及び令和元年度射水市一般会計補正予算（第5号）（令和2年3月18日可決）第2条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第146条第2項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
公共施設跡地利活用事業費	342,373,000
電算管理費	2,095,500
コミュニティセンター整備事業費	426,585,680
万葉線対策費	35,053,334
高齢者福祉施設費	46,767,000
斎場管理費	222,189,000
クリーンピア射水管理費	21,224,000
土地改良事業推進対策費	17,760,000
新湊漁港建設費	25,773,199
道路橋梁総務費	1,177,000
市道新設改良費	2,221,892
地方道路交付金事業費	1,570,000
地方特定道路整備費	19,000,000
道路橋梁維持費	14,845,000
交通安全施設整備費	4,617,000
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	73,830,000
消雪施設維持管理費	1,151,640
消雪施設整備事業費	15,404,000
土砂災害対策費	17,420,000
河川管理費	10,945,000
港湾建設促進費	7,687,146
都市計画総務費	11,804,000
地籍調査費	5,050,000
まちづくり交付金事業費	225,204,000
公園維持管理費	30,464,000
重点密集市街地整備費	0
教育振興運営費（小）	187,500,000

事業名	翌年度繰越額
	円
歌の森小学校整備費	338,323,300
教育振興運営費（中）	74,900,000
大門中学校整備費	309,217,000
スポーツ施設維持管理費	21,450,000
海竜スポーツランド維持管理費	348,430,000
合 計	2,862,031,691

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について（介護保険事業特別会計）

（説 明）

令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（令和2年3月18日可決）
第2条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第146条第2項）。

事業名	翌年度繰越額
事業計画策定・推進費	円 2,574,000
合 計	2,574,000

報告第 8 号

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

令和元年度射水市一般会計において事故繰越しした経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 150 条第 3 項）。

事業名	翌年度繰越額
商工業振興費	円 10,000,000
合 計	10,000,000

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	8,817,000
改築事業	116,337,000
雨水整備事業	162,124,000
特定環境保全公共下水道事業	19,819,000
農業集落排水事業	8,794,000
合 計	315,891,000

報告第 10 号

建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項）。

事業名	翌年度繰越額
射水市民病院外壁改修工事	円 54,714,000
合 計	54,714,000

